

適正受診に関する啓蒙活動について

1 概要

令和6年1月

令和5年度 第3回 東三河南部構想区域 地域医療構想推進委員会（以下：会議）にて、救急医療に関する協議していた際、委員から「適正受診に関する啓蒙活動を行政側から行ってほしい。」という内容の意見が挙げられた。

令和6年5月

令和6年度 第1回 東三河平坦部 広域救急医療対策 連絡協議会にて、会議で挙げられた意見を共有し、啓蒙活動の内容について、協議を行った。

2 協議結果

- (1) 時期 各市が病院と話し合い、実施する。
- (2) 方法 各市が市民病院内での院内放送をはじめとする任意の方法で行う。
- (3) 内容 豊川保健所が各市宛て送付した原稿を基に、各市が市民病院や医師会等と話し合い、活用を図る。

3 豊川保健所が各市に送付した原稿の案

愛知県・豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市から、救急医療にかかるご協力についてのお願いです。

医療機関では設備や規模に応じて役割を分担し、連携しながら地域の医療を支えています。東三河の救急病院では、休日や夜間に多くの患者さんが受診されることにより、緊急性の高い重大なけがや病気の患者さんへの救急医療に影響が生じることがあります。

そこで、誰もが安心して医療を受けられる体制を維持し、ご自身の健康を守っていただくために「3つのお願い」があります。

- (1) 日頃から健康について気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- (2) できる限り、医療スタッフや検査の体制が整い、十分な医療を受けられる平日の日中の診療時間に受診しましょう。
- (3) 万一、休日や夜間時に急病になったときは、まず、休日夜間診療所や休日当番医を受診しましょう

今後も、みなさまが安心して救急医療を受けられるよう、救急病院、休日夜間診療所、休日当番の診療所相互の連携に努めてまいります。

以上、救急医療にかかるご協力についてのお願いでした。